

○逗子市に総合的機能を有する病院の誘致を促進する条例

平成14年8月9日

逗子市条例第24号

(目的)

第1条 この条例は、市民の多くが長年願望している高度で良質な医療サービスが受けられる総合的機能を有する病院（以下「総合的病院」という。）を逗子市に誘致促進し、市民の健康・福祉の増進に寄与することを目的とする。

(環境への配慮)

第2条 市長は、総合的病院の誘致に当たり、建設地周辺の環境に最大限の配慮をするものとし、交通アクセス等についても、利便性への配慮のみならず交通環境全般についての配慮を行うものとする。

(市民意見の反映)

第3条 市長は、総合的病院の誘致条件にかかわる診療科目及び救急医療体制等の機能並びに前条に定める環境への配慮について、市民の意見反映に最大限の努力をしなければならない。

(財政負担の軽減)

第4条 市長は、総合的病院の誘致に係る逗子市の財政負担について、建設用地の貸与等必要最小限とするよう努めなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(条例の失効)

2 この条例は、総合的病院の誘致を完了した時点において、その効力を失う。